

令和4年4月1日から、 育児休業・介護休暇等の 取得要件を緩和します！

下記の制度を利用しようとする際に
各枠内の要件の両方を満たしているか
ご確認ください

育児休業

- (1) 勤務日が週3日以上又は年121日以上である
- (2) 子が1歳6か月になる日までに任期（更新後のものを含む）が満了すること及び特定官職（任命権者を同じくする官職）に引き続き採用されないことが明らかでない

削除

- ~~(3) 特定官職に引き続き在職した期間が1年以上である~~



- (1) 勤務日が週3日以上又は年121日以上である
- (2) 介護休暇開始予定日から93日目より6月を経過する日までに任期（更新後のものを含む）が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでない

削除

- ~~(3) 特定官職に引き続き在職した期間が1年以上である~~

介護休暇

育児時間

- (1) 勤務日が週3日以上又は年121日以上である
- (2) 勤務時間が6時間15分以上の日がある

削除

- ~~(3) 特定官職に引き続き在職した期間が1年以上である~~

介護時間

子の 看護休暇

- (1) 勤務日が週3日以上又は年121日以上である

緩和

- ~~(2) 6月以上の任期が定められている~~又は6月以上
継続勤務している

短期 介護休暇

在職期間についての要件が削除・緩和されました